第 百 + 七 号 議 案

東 京 都職 員 0) 特殊 勤 務 手 当 13 関 する 条例 0) 部 を改正 する

右 0) 議 案 を 提 出 す

令 和 二年五月二十七

出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合

子

提

京 都 職 員 0) 特 殊勤 務手当に 関する条例 の 一 部 がを改正 立する 条例

東

京

都

職

員

0

特

殊

勤

務

手

当に関

する条例

平

成

九

年

東京都条例第十二号)

0)

部を次

0)

ように

改正する。

附 則 第 几 項 中 平 ·成三十 几 年三月三十一日」 を 令 和 几 年三月三十 日 に 改 め、 同 項 を 附 則 第六項とし、 附 則 第 項 を

則 第 五. 項 کے Ļ 附 則 第二 項 0) 次に 次の二項を加える。

防 疫等業務手当 K 関する 措置

3 第六条 第一 項 第 号に 規定する場 合 0) うち 新 型 コ 口 ナウ イ ル ス 感 染 症 病 原 体 が ベ 1 タコ 口 ナウ イ ル ス 属 Oコ 口 ナ ゥ 1

ス (令和 年一 月に、 中 華 人民 共 和国 か 5 世 界 保 健機 関に対 して、 人に 伝染する能 力を有することが 新たに 報 告さ れ たも 0)

13 限る。 であ るも 0 13 限る。 に係る業務 人 事 委員 会の承認を得て規則 で定めるも のに 限る。 に従事 た場場 合 0) 防 疫

等 用 でする。 業務手 · 当 の 支給に 0 61 ては、 同 条第二項 第一 号 中 七百二十 円 とあるの は、 一三千 円 と 読 み替えて、 同 号 0) 規 定 を 適

4 前 項 0) 規 定 は、 令 和 三年 月三十 日 まで 0) 間 で 人事 委員 会 0) 承 認 を 得 て規 則 で定 め る \mathbb{H} 限 り、 そ 0) 効 力を失う。

附 則

1 ح 0) 条例 は、 公 布 0) H か 5 施 行 Ĺ この 条例 13 よる改正 後 0) 東 京 都 職 員 0) 特 殊 勤 務手 当に 関 する条例 以 下 改正 後 0) 条

例」という。 附 則 第 項 0) 規 定は、 令 和二年一 月二十 兀 日 か 5 適 用 する。

2 ح 0) 条例による改正 前 0) 東 京 都 職 員 0) 特 殊勤 務手当に 関する条例 。 以 下 改 正前 0) 条 例 لح £ V う。 0) 規 定によ ŋ 防 疫等

第 百 + 七 号 議 案 東京 都 職 員 0 特 殊勤 務手当に関する条例 0) 部を改正する条例

より読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の内払とみなす。 業務手当の支給を受けることとなる者については、 業務手当を支給された職員で改正後の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等 改正前の条例の規定により支給された防疫等業務手当は、 同項の規定に

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における特殊勤務手当の支給額の特例を定めるほか、 規定を整備する

必要がある。